

日薬連発第 315 号

2024 年 5 月 8 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会

(押印省略)

**【周知】公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の
規定による公益通報窓口設置等について（連絡）**

標記について、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より、下記及び別添のとおり連絡がありましたので、貴団体加盟企業に周知方よろしくお願ひいたします。

【「厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課」からの連絡文】

平素より、公益通報その他の法令違反等に関する通報の適切な取扱いについて、御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年に改正された公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）第 11 条第 1 項から第 3 項の規定により、常時使用する労働者が 300 人を超える事業者は、内部公益通報対応体制の整備義務が、300 人以下の事業者は、同努力義務が課せられています。

今般、消費者庁が実施した「民間事業者等における内部通報制度の実態調査」の結果が公表されたところですが、一部の業種において、義務対象の事業者であっても、内部公益通報対応体制の整備が遅れていることが明らかとなりました。

つきましては、下記にご留意の上、以下でお送りする資料等も活用いただき、貴団体の事業者様に周知いただきますようお願いいたします。

【留意事項】

- 1 常時使用する労働者数は、パートタイマー等の臨時的労働者の数を含む、常態として使用する労働者の数をいうこと。したがって、いわゆる常勤換算ではないことに留意する必要があること。なお、労働者数は、事業所（施設）単位ではなく、事業者（事業主）単位で算出するものであること。
- 2 内部公益通報対応体制の整備とは、部門横断的に内部公益通報を受け付ける窓口の設置、内部規程の策定等であり、具体的には、「公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和 3 年内閣府告示第 118 号）及び「公益通報者保護法に基づく指針（令和 3 年内閣府告示第 118 号）の解説」（令和 3 年 10 月 13 日消費者庁）に記載されていること。

- 3 内部通報受付窓口は、複数の事業者が共同で外部（例えば、法律事務所や民間の専門機関）に委託すること、事業者団体や同業者組合等の関係事業者共通の内部公益通報受付窓口を設置して委託することも可能であること。
- 4 内部規程サンプル、公益通報者保護制度の概要、Q&A、経営者及び従業員向けの研修動画等が消費者庁のホームページに掲載されていること。

内部規程サンプル、研修動画：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/hajimete

概要：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview

Q&A集：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/faq

- 5 内部公益通報対応体制の整備に当たっての疑問点等については、消費者庁公益通報者保護制度相談ダイヤル(一元的相談窓口)に相談できること。

電話番号：03-3507-9262

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/contact